

〔史料紹介〕 「同心支配方年中行事」の紹介

常松隆嗣

はじめに

近世の大坂および周辺地域の研究を進めるにあたっては、大坂町奉行所による支配のあり方はもちろんのこと、町奉行所内部の組織や運営、また町奉行所の実務に携わった与力・同心を分析することが必要不可欠であり、最近刊行された『新修 大阪市史料編 第七巻』をはじめ、大阪市史編纂所編集・大阪市史料調査会発行の『大阪市史料』各輯²⁾が、研究のための基礎的史料として有用である。

また、大坂町奉行・奉行所をめぐる近年の研究には、畿内近国地域の支配のあり様とかかわって藪田貫³⁾・岩城卓二⁴⁾・村田路人⁵⁾らの研究があるほか、前記の『大阪市史料』の編集に携わった渡邊忠司の研究⁶⁾もあり、なかでも藪田・渡邊の研究は大坂町奉行のみならず、与力・同心研究の水準を引き上げたといえるだろう。こうした研究に先鞭を

つけたのが曾根ひろみであった。曾根の研究はこれまで実態のよくわからなかった与力・同心について、与力八田家の史料を用いて分析した点で画期的な研究であったと言えるだろう。

ただし、大坂町奉行を務めた旗本をはじめ、実質的に町奉行所の運営を担った与力・同心の史料は残存状況が芳しくなく、この点が与力・同心の実態研究を難しくしている一因であると言えよう。

こうした現状を踏まえ、本稿では大阪商業大学商業史博物館蔵佐古慶三教授蒐集古文書のなかから、大坂町奉行所の与力が記した「同心支配方年中行事」を取り上げる。表題にある「同心支配方」とは与力の職務の中で最上位に位置する役職で、配下の同心を管理・監督することが職務であった（なお、享和二年（一八〇二）、同心支配役のうえに諸御用調役が新設される。写真は浪華御役録に見える同心支配

<p>町御奉行東 御役料 千五百俵</p>	<p>上 嘉州城守 明和 押さし かご日</p>	<p>御家老 井出落右衛門 松本保右衛門</p>	<p>御倉人 吉澤左衛門 柳沢平兵衛</p>	<p>御殿 兼谷表内 平川繁素</p>	<p>大目附 鯉川某</p>	<p>町御奉行西 御役料 千石</p>	<p>京極海邊寺高味 千石</p>	<p>早ら 押さし かご日</p>
<p>兩組與方御役附 毎印東</p>		<p>支 八回奉 勝部大右衛門 大谷大右衛門</p>	<p>遠 八回奉 松本与一 勝部大右衛門</p>	<p>寺 殊矢与一 寺西与一 服部与一 山本長与一 大森佳与一</p>	<p>川 兼原信与一 小泉忠与一 山本長与一 大森佳与一</p>	<p>方 京都御諸司代 七万石</p>	<p>去井大炊頭 七万石</p>	

安永6年 浪華御役録（部分） 大阪歴史博物館 所蔵

役の部分)。このことから、本来的には与力の役職である同心支配役について記された史料でありながら、本史料は同心たちが一年を通じて、どのような職務を担っていたかを知るための恰好の素材であり、これまでの同心研究の欠を補うに足る史料であるとも言える。今回の史料紹介が、具体像のわかりにくかった同心を研究する際の一助になることは間違いない。

なお、翻刻にあたって旧字・異体字などは一部を除き、常用漢字とし、適宜読点・中黒点を補った。

(表紙)

同心支配方年中行事

同心支配方年中行事

正月

一元日年頭御礼前晚九ツ時揃二而与力同心共罷出、与力者小書院之間二而独礼、右終而御頭御奉書箱之間江御出、家老・用人同間南側二相詰、支配兩人者同間北側二相詰、居（御）爐裏之間江同心不残相詰罷在、同間衝立之有之南手（御）組頭筆頭者席順二一人宛罷出、名前支配（御）致披露御礼申上、右終而御番組切二言番組（御）分順々罷出候二付、何番組与支配（御）致披露御礼申上候事

但御組同心見習共何拾何人内何拾何人御礼罷出、何拾何人者御用并病氣・忌等二而不罷出段、月番組頭（御）分書付取之、支配（御）分家老迄差出候、尤支配手元江者御用・病氣・忌二而御礼不参之者月番組頭（御）分人別名書書付差出候事

一同日町礼御請被成候、為手当御礼罷出候同心之内（御）分押加番拾人相残候二付、名書月番組頭（御）分支配手元江取置、尤右拾人（御）分名書相認、押

加番二残り候趣帳場江罷出、取次江相届候事

但右押加番二残り候外者、御礼相濟候上直二引取候事

一同日町礼相濟、公事場之間二与力相揃居候處、御頭御出御挨拶有之、御引取之上押加番拾人之もの家老中（御）分挨拶有之引取候事

一同日西御役所帳場江東組同心追々二罷出、年頭御礼申上候事

一元日（御）分七日迄当番同心麻上下着二而致出勤候事

一元日（御）分同三日迄者麻上下着二而御供同心兩人宛毎日罷出候、出刻限之儀者取次（御）分当番同心迄前日二案内有之候事

但右同心之儀者定式二而出候故、支配（御）分月番組頭江不申遣候事

一三日諸家留守居礼御請被成候二付、為加番同心兩人麻上下着二而罷出候事

但右同心之儀者定式二而罷出候事故、支配（御）分月番組頭江者不申遣候事

一同日同心旧臘檢使其外御用二而他所江致出役候雜用・旅籠代・馬錢等之覺書旧臘之月番組頭連印二而差出并見習同心前月御扶持方覺書見習勤之者連印二而差出候二付、是亦支配兩人致奥書印形、遠方・極印方筆紙墨遣方通帳と致一所二月番与力迄今明日中二差出候事

一同日兵庫・西宮兩所之内江勤番二罷越候同心組頭筆頭之内（御）分、当り口之者毎年今三日為交代此表致出立候事

但組頭五人・筆頭五人合拾人之内（御）分一ヶ月二一人宛勤番二罷越、壹々年二兩人致不足候二付、右不足之所者寺社方・川方・地方

右三役之下役之内順番二御非番月之節為勤番罷越候、且又兵庫・西宮とも右勤番同心乗組候渡海船弔艘宛之積御月番之方二而差紙相認、御番所押切印いたし、兵庫船問屋江戸堀五丁目扇屋源助・西宮船問屋安治川北式丁目讃岐屋九右衛門宛所二いたし、差紙書通ツ、出立之前日差遣、右問屋兩人裏書印形取置候事

一同日右両所勤番同心兩人荷物、兵庫・西宮渡海船迄積送り候、上荷船式艘加子共之船差出書東西支配兩人ツ、連印いたし、出立之前日二御月番之方用人を以差出候事

但右勤番与致交代罷歸候同心之荷物、安治川橋今天満寺町橋東詰迄積届候上荷船式艘加子とも之船差出書も東西支配人ツ、連印いたし、帰着之当日又者翌日二而も用人を以差出候事

一四日寺社礼御請被成候二付、寺社下役之外為加番同心兩人麻上下着二而罷出候事

但右同心之儀者定式二而罷出候事故、支配より月番組頭江者不申遣候事

一同日月番組頭宅二而御用留認候、半紙二帖・漉返半切紙二本毎月今明日中二差遣候事

一五日兵庫・西宮分地付同心為惣代言人ツ、年頭御礼罷出候二付、東西御役所切二御頭方江居爐裏之間二おめて支配披露いたし御礼申上、右終而居爐裏之間二而御酒・雑煮等被下候事

但支配兩人并家老・用人詰居候場所元日同断

一六日明七日例年之通、御組同心共江年始御祝儀之御酒可被下間、何時召連可出旨家老中今手紙にて申来二付及返書候上、右被仰出之刻限無遅滞被出候様仲ケ間中江可相達旨、月番組頭江手紙遣候事

但右為御礼在宿之組頭麻上下着御帳場迄即日罷出候事

一七日御組同心見習勤共何拾何人之内何拾何人者罷出、何拾何人者御用・病氣・忌等二而不罷出旨、月番組頭分書付差出二付、罷出候人数書支配分家老江相渡、公事場之間江一統被召出御頭御出御酒被下候段被仰聞候付、支配分厚御礼申上御引取被成候上、同心共右之間兩側江席二付御酒・雑煮等被下、家老用人等折々罷出挨拶有之二付、支配分及応答右式済候上、支配分家老中を以御礼申上、猶又同心共一統御帳場迄御礼申上候上引取候事

但今日不参之面々人別二致、訳書月番組頭分支配江是又差出候事一町目付同心代り之儀、兼而組頭江申渡存寄承置、猶又支配致熟談候上存寄之趣申上、名書御頭江支配分御直二差上候事

一旧臘証文二而請取相渡候去年七月分十二月迄盜賊方懸り下役并町廻り下役為手当一ヶ月金壹両ツ、御渡被遣候、金高金六両之本証文相認月番組頭持参二付、支配兩人致印形月番与力江今明日中相渡候事

一十日去ル七日申上置候町目付之儀、御頭思召并支配存寄等之儀篤と御尋有之、代り之もの相極候上、明十一日は迄相勤候町目付并此度書上候名書之内誰召連可出旨御直又者家老中を以被仰出候付、明十一日御用之儀有之間、是迄之町目付者羽織袴、誰儀者麻上下着二而

組頭召連可出旨月番組頭江支配分手紙を以申遣候事

但右町目付代り之儀者十一日二限り候儀二而者無之御差支之儀有

之節者、正月中又者二月二至候而も被仰付候事

一十一日御月番御役所二而御用始式有之節者、右式相濟東西支配役三役之面々并当番与力惣年寄惣代等江御酒被下候節、当番同心も麻上下着二而罷出、公事場次之間南側壁際之所江席二付御酒被下候事

一同日公事場次之間衛立之際江是迄之町目付被召出、町目役御免之段御頭御直二被仰渡候二付、支配分御請申上、続而跡役之者被召出町目付役被仰付候段御直二被仰渡候二付、支配より御請申上候事

但同日町目付役同心江公事場次之間二而誓詞被仰付、家老・用人

立会見届候二付支配も立会誓詞血判見届候上、右誓詞家老江相

渡候事

一十五日兵庫・西宮之内為勤番来月彼地江相詰候組頭筆頭之内、名前書例月今明日中月番支配江月番組頭分差出二付、其趣家老中を以御届申上、猶亦右御届濟候段月番組頭江申遣候事

一十五日与力計式日御礼申上、同心者御礼不申上儀前々分之仕来二候事

一十七日同心共御扶持方御証文案毎月十七日当番同心組頭筆頭之内家老中を以差出置、本紙御証文者同十九日家老中分当番之組頭筆頭之内江被相渡候事

但定式之事故毎月支配江者届無之候、併御頭御初人之上初而右案

詞差出候節者、先々より毎月組頭筆頭之内右御証文差上ケ御本

紙同人之内江御渡被成候儀二候段、支配分家老中を以申上置候

儀先規分之仕来二候事

一廿八日来月中月番組頭名前書例月今日当時月番組頭分差出二付請取置候事

一日限不相知兵庫・西宮地付同心御扶持方正月分請取相濟候段、右場所勤番之与力分東西支配江書面二而申来承知之段及返答候事

一日限不相知御城代年始御招請之節当番同心麻上下二而罷出、外二加番与して同心式人は迄麻上下二而罷出候事

一日限不相定東組同心御番改帳毎年当月中差出候二付致一覽候上御役所筆筒江入置候事

二月

一日限不定例年今月中旬迄之内、初午之節者東御役所鎮守江参詣之者有之二付、為手当加番三人差出二付、前日其段支配分月番組頭江申遣候事

一四日月番組頭宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本今明日中差遣候事

一同日月番組頭差出候雜用并輕尻馬賃錢覚書・見習勤御扶持方覚書等之儀正月同断二取計候事

一十五日兵庫・西宮之内来月勤番二相越候同心名前書之儀、正月同断二取計候事

一日限不定兵庫・西宮地付同心当月分御切米并御扶持方請取相濟候

段、勤番与力分毎月申来候去年十一月・十二月・当正月・同二月分御扶持方請取証文四通并二月分御切米請取証文東西支配連名二御月番之方二而相認、兩御頭方御裏印申請候之上、御代官辻六郎左衛門殿手代呼出右証文共相渡遣候事

一 廿八日来月中組頭月番名前書、当月月番組頭分差出請取置候事

一 晦日同心諸拝借銀御切米之度毎上納之分当月廿四五日頃分追々納証文本紙相認持参二付、支配兩人致印形差遣、今晦日向々御金役所江上納いたし、請取証文納候者之手前江請取置候事

三月

一 三日上巳之御礼揃刻限前日被仰出次第、支配今月番組頭江手紙を以申遣、右刻限相揃弓之間二而与力御礼相濟候上、御頭公事場之間江御出、家老・用人數居外南側二相詰、支配兩人者同間敷居際北側二相詰、同心者一統右次之間二相揃罷在、支配より披露いたし御礼申上候事

但同心何拾人者御礼罷出、何拾人者御番御用・忌・病氣二而致不参候旨之書付志通并右不参之者之名前訳々書志通組頭分差出二付、右人數書計家老江相渡候事

一 四日月番組頭分差出候雜用軽尻馬賃錢覚書・見習同心御扶持方覚書等取計方之儀二月同断二候事

一 組頭月番宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本今明日中差遣候事
一 十五日兵庫・西宮之内来月勤番二罷越候同心名前之儀、二月同断二

取計候事

一 廿日牢舎人行水毎年今廿日分有之二付、為加番組頭筆頭之内言人ツ、罷出、其段支配宅江相届候事

但今廿日分毎月八日・廿日兩日宛行水被仰付、八月廿日限二而濟

候二付、始末計二支配宅江相届出勤之度毎二者相届不申候事

一 廿八日来月中組頭月番名前書、当月月番之組頭差出二付、請取置候事

一 日限不相知兵庫・西宮地付同心御扶持方当三月分請取候段、勤番之与力分東西支配宛二而申来、承知之旨及返答候事

四月

一 四日月番組頭分差出候雜用軽尻馬賃錢覚書・見習同心御扶持方覚書取計方之儀三月同断二候事

一 同日月番組頭宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本今明日中差遣候事

一 十五日兵庫・西宮之内来月勤番二罷越候同心名前之儀三月同断二取計候事

一 廿八日来月中組頭月番名前之儀、当月月番差出二付請取置候事

一 日限不知兵庫・西宮地付同心御扶持方請取相濟候段、兩所勤番之与力分東西支配宛二而申来、承知之返答二および候事

五月

- 一 四日月番組頭ノ差出候雑用軽尻馬賃銭覚書・見習同心御扶持方覚書等取計方之儀四月同断二候事
 - 一 同日組頭月番宅二而御用留相認候、半紙式帖・漉返式本令明日中二差遣候事
 - 一 五日同心端午之御礼申上候、取計方之儀上巳之節同断二候事
 - 一 十五日兵庫・西宮之内来月勤番名前書之儀四月同断二取計候事
 - 一 日限不定兵庫・西宮同心当月分御切米并御扶持方請取相濟候段、勤番与力ノ月々申来候、当三月・同四月・五月分御扶持方請取証文三通、当月分御切米請取証文言通東西支配連名二御月番之方二而相認、両御頭御裏印申請候上、御代官辻六郎左衛門殿手代呼出、右証文共相渡候事
 - 一 晦日同心諸拝借銀御切米度々上納分当月廿四五日頃ノ追々納証文本紙相認持参二付、支配兩人致印形差遣今晦日向々ノ御金役所江上納いたし、請取証文者納候者之手前二請取置候事
- 六月
- 一 四日月番組頭ノ差出候雑用軽尻馬賃銭覚書・見習同心御扶持方給金覚書取計方等之儀五月同断二候事
 - 一 同日月番組頭宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本令明日中二差遣候事
 - 一 十日当正月ノ当月迄六ヶ月分盜賊方懸り下役并町廻り下役江為手当一ヶ月金壹兩ツ、被下候金高合六兩支配兩人仮証文二而請取相渡候
 - 一 二付、右証文月番組頭ノ差越次第致印形今十日月番与力江相渡候事
 - 一 十五日兵庫・西宮之内来月勤番二罷越候同心名前之儀五月同断二取計候事
 - 一 廿一日上難波町仁徳天皇祭礼二付、致出役候捕者番与力ノ、下役同心組頭筆頭之内ノ言人、御番方ノ四人都合五人罷出西組立会二而相勤候事
 - 一 但町廻りと力之内ノ右捕者番罷出候二付、下役同心五人之内言人者定町廻り下役ノ相勤候事
 - 一 廿二日座摩宮祭礼二付、捕者番致出役候与力・同心人数右同断二候事
 - 一 廿四日・明廿五日天神祭礼二付町目付同心乗船之船差出書支配兩人致印形、用人を以差出候事
 - 一 廿五日天神祭礼二付、為警固番与力五人致出役候二付、下役同心拾人罷出候、尤右拾人之内ノ式人者組頭筆頭之内ノ罷出、残八人者役人并御番方ノ罷出候事
 - 一 但西組ノも与力・同心共右人数之通罷出立会にて相勤候事
 - 一 同日天神祭礼二付、為捕者番与力兩人致出役候二付、同心拾人為下役罷出、与力ノ者定町廻りより罷出候事
 - 一 相勤候、尤与力者定町廻りより罷出候事
 - 一 但右同心拾人之内ノ式人者組頭筆頭ノ罷出、残八人者定町廻り下役加り御番方同心罷出候事
 - 一 廿八日住吉・生玉祭礼二付、御役所江ねり物・地車等参候二付、為

加番御番方同心三人罷出候事

但是者前日支配夕月番組頭江申遣候事

一同日右両祭礼ねり物・地車等御城代中屋敷江御出被成御覽候節者、盜賊方与力・町廻りと力出役いたし候二付、中屋敷御物見先固メ候同心幾人差出候様地方役与力又者用人分申来候節者、月番組頭江申遣、余り昨今二無之、同心為固メ差出候事

一日限不相知兵庫・西宮地付同心御扶持方請取相濟候段、両所勤番与力分申来二付、承知之旨及返答候事

七月

一四日月番組頭分差出候雜用軽尻馬賃錢覚書・見習同心御扶持方覚書等取計方之儀六月同断二候事

一同日月番組頭宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本今日中二差遣候事

一七日同心七夕御礼申上候取計、端午之節同断二候事

一十日先月差出置候盜賊方懸り下役・町廻り下役江被下候手当金六兩之仮証文・本証文相認月番組頭差出二付、支配兩人印形いたし、月番与力江今十日相渡候事

一十一日牢舎人例年之通月代被仰付候二付、為加番組頭筆頭之内分言人宛罷出、右濟候上御届申上、支配江茂相届候事

但右加番差出候儀盜賊方分支配江申来候得者、月番組頭江申遣無左候而也、定例之儀故不申遣候事

一十五日兵庫・西宮之内来月勤番之儀六月同断二取計候事

一廿八日来月中組頭月番名前書、当月組頭月番差出二付、請取置候事一日限不知兵庫・西宮地付同心御扶持方請取相濟候段、両所勤番与力分申来、承知之旨及返答候事

八月

一朔日同心八朔之御礼取計方七夕同断二候事、前夜九ツ時揃二而与力・同心共罷出、与力者弓之間二而右終而同心公事場之間二而御頭御出、家老・用人者同間南側二相詰致披露御礼申上候事

但町礼御請被成候付、右御礼二罷出候同心之内分拾人押加番二相残り候尤勤方年始押加番同断二候事

一三日分御城内大御番頭・御加番方御交代二付、為道具附当番同心明ヶ番之内分兩人罷越帳面二附罷帰帳場江持参取次江右帳面差出候事但右帳面認候筆紙墨者帳場迄当番同心分申入、御勝手分請取候事

一四日月番組頭分差出候雜用軽尻馬賃錢覚書・見習御扶持方覚書等取計之儀七月同断二候事

一同日月番組頭宅二而御用留相認候半紙式帖・漉返式本今日中二差遣候事

一十五日兵庫・西宮之内来月勤番之儀七月同断二取計候事

一廿日牢舎人行水加番罷出候儀今廿日切二而相濟候付、其段出役之組頭筆頭之内分支配宅江届来候事

一廿八日来月中組頭月番名前書、当月月番組頭差出二付、請取置候事

一日限不知兵庫・西宮地付同心御扶持方請取相濟候之段、右所勤番与力今申来、承知之旨及返答候事

九月

一四日月番組頭分差出候雑用軽尻馬賃錢覚書并見習同心御扶持方覚書等取計方之儀、八月同断二候事

一同日月番組頭宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本今日中差遣候事

一九日同心重陽御礼申上候取計方七夕同断二候事

一十五日兵庫・西宮来月勤番之儀八月同断取計候事

一廿五日天神事警固番与力・同心人数六月同断、捕者番与力・同心者一組出役二付、今一組分人数相減候事

一廿八日来月中組頭月番名前書、当月月番組頭差出二付、請取置候事

一日限不知兵庫・西宮地付同心御扶持方請取候段、右所勤番与力分申来、承知之旨及返答候事

十月

一四日月番組頭分差出候雑用軽尻馬賃錢覚書・見習勤御扶持方覚書等取計方之儀、九月同断二候事

一同日月番組頭宅二而御用留認候半紙式帖・漉返式本今日中差遣候事

一十五日兵庫・西宮之内来月勤番之儀、九月同断二取計候事

一同心宗旨一紙目錄并銘々宗旨証文等先格之通二取調、当月廿日後月番組頭分支配宅江持参二付、前年之一紙目錄・宗旨証文与引合相改候上、同月廿六日家老を以差出候事

但御頭御覽濟追而御下ケ被成候節者、支配方筆筭江入置候事

一日限不定兵庫・西宮地付同心宗旨一紙目錄并宗旨証文差越候節茂取計右同断二候、尤是者両御頭江入御覽候事

一廿八日来月中組頭月番名前之儀、当月之月番組頭分差出候二付、請取置候事

一日限不定兵庫・西宮同心当月分御切米并御扶持方請取相濟候段、勤番与力月々申来候当六月・同七月・同八月・同九月・同十月分御扶持方請取証文五通并御切米請取証文東西支配連名二御月番方二而相認、兩御頭方御裏印申請候上、御代官辻六郎左衛門殿手代呼出、右証文とも相渡候事

一晦日同心諸拝借銀御切米度々上納分当月廿四五日頃分追々納証文本紙相認持参二付、支配兩人印形いたし差出、今晦日向々より御金役所江上納いたし、請取証文納候もの之手前二請取置候事

十一月

一四日月番組頭分差出候雑用軽尻馬賃錢覚書・見習勤御扶持方給金覚書等取計方之儀、十月同断二候事

一同日組頭月番宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本今日中差遣候事

一十五日兵庫・西宮之内来月勤番之儀、十月同断二取計候事

一廿八日来月中組頭月番名前書、当月之月番組頭之差出二付、請取置候事

一日限不定兵庫・西宮地付同心御扶持方請取相濟候段、右所勤番与力之申来候付、承知之段及返答候事

十二月

一四日組頭月番之差出候雜用輕尻馬賃錢覺書・見習勤御扶持方覺書等取計方之儀、十一月同断二候事

一同日月番組頭宅二而御用留認候、半紙式帖・漉返式本今日中差遣候事

但来年中同心御番帳二用候片折紙八帖、組頭申立次第第二相渡候事

一十日兵庫・西宮之内来正月勤番之儀、十一月同断二取計候事

一同日当七月之当月迄六ヶ月分盜賊方懸り下役并町廻り下役江為手当

一ヶ月金壹兩宛被下候、金高合六兩支配兩人仮証文二而請取相渡候

二付、証文月番組頭之差越次第致印形、今日月番与力江相渡候事

但町目付同心正月朔日之同十二月晦日迄之割子代受取書差出二付

是又致印形月番与力江相渡候事

一十五日御組同心組頭筆頭并御番相勤候面々当正月之今十五日迄皆勤之分相改、同十六日名前書月番組頭差出候付、皆勤御褒美之儀同十

七八日頃窺書相認、家老中を以差出候事

一毎年十一月・十二月兩月之内御月番終之御用日仕廻二東西共詰合之

同心江御酒被下候二付、右同心共之御帳場迄御礼申上候得共、支配

之茂家老中迄御礼申上候事

一歳暮之御礼申上候取計方之儀、重陽之節同断二候事

【解説】

史料の作成年代と作成者

まず、この史料の作成年代と作成者について触れておこう。史料には年月日の記載はないものの、記事のなかに「一（正月）十五日兵庫・西宮之内為勤番、来月彼地江相詰候組頭・筆頭之内名前書、例月今明日中月番支配江月番組頭分差出二付、其趣家老中を以御届申上、猶亦右御届済候段、月番組頭江申遣候事」や「一日限不知、兵庫・西宮地付同心御扶持方請取候段、右両所勤番与力分申来、承知之旨及返答候事」といった記述があり、年代を確定するための一つのヒントとなる。これらの記述は、明和六年（一七六九）にそれまで尼崎藩領であった兵庫津から西宮までの三〇か村が上知となり、大坂町奉行所の支配となったことを示しており、このことから本史料は明和六年以降に作成されたものと考えられる。

さらに、佐古慶三教授蒐集文書には「同心支配取捌方明細書」（以下、「明細書」と略記。『大阪商業大学商業史研究所資料目録』第一集目録番号二六）という史料があり、この冒頭に「此明細書之趣先役分段々之口演而已二付、後々年二至り口達齟齬有之候而者如何二付、此度取扱方相糺一冊二取縮、外二支配方年中行事是亦別帳一冊二認置候事」（傍線 筆者）という記述があることから、「同心支配方年中行事」は「明細書」と同時期に同一人物によって記されたと推測できる。この「明細書」には作成者が八田五郎左衛門、作成年が安永六年（一七七七）正月と記されており、このことは八田が大坂東町奉行所

与力として同心支配役を務めていた時期（後述）や、史料中に見える兵庫・西宮上知方同心、地付同心の記述とも齟齬をきたさないことから、「明細書」の記載を踏まえ、「年中行事」も安永六年ごろの成立とみて間違いなさそう。

では、作成者の八田五郎左衛門とはどのような人物であろうか。八田家の歴史から紐解いてみよう。八田家はもともと三河国で「御土蔵番」として召抱えられたが、その後、旗本久貝忠三郎組の「徒」として大坂の陣に参加し、久貝氏が「大坂町奉行に任じられる」とも与力となったという系譜を持つ。その後も代々、大坂東町奉行所の与力を務め、作成者は六代目の当主であると考えられる。表1・2によれば、六代目五郎左衛門は元文二年（一七三七）に町奉行所への出入りを許され、目安役を皮切りに、欠所役・石役・宗旨役などを歴任し、明和四年（一七六七）七月からは最上席であった同心支配役に就いており、「はじめに」に挙げた安永六年（一七七七）の浪華御役録にも八田五郎左衛門の名前を見ることができる。その後は、安永九年に退番・死去している⁸⁾。

なお、八田家歴代当主のうち五代目～七代目が作成したと思われる膨大な史料群は、与力研究には欠かせない史料であり、現在その多くが九州大学法学部と神戸市立博物館に収められているが、大阪商業大学商業史博物館にも同心支配役関係のほか、宝暦十二～十三年（一七六二～六三）と明和四年（一七六七）に記された同心支配役・遠国方・廻米方・極印方などの「勤方覚書」（前掲書 目録番号二〇・二

表1 八田家歴代当主の履歴（享和2年「八田家由緒書」）

代		名前(在職期間)	年		内 容
1	元祖	鈴木茂左衛門	「権現様御代年月日不知」		参州にて「御土蔵番被召抱相勤」「年月日不知病死仕」
2	先祖	八田五郎左衛門 (33年間)	慶長14年	1609	久貝忠三郎組の「徒」
			慶長19年	1614	大坂の両陣「御供」
			元和5年	1619	本姓に付「八田」と改姓
			承応元年	1652	久貝忠左衛門が初代大坂町奉行に命じられた時、与力となる
3	高祖父	八田弥三右衛門 (9年間)	承応元年	1652	松平隼人正(東町奉行)組入
			寛文元年	1661	病死
4	曾祖父	八田伴右衛門 (45年間)	寛文元年	1661	養子として松平隼人正組へ入る
			宝永3年	1706	太田和泉守(東町奉行)組の時、退番
			宝永7年	1710	病死
5	祖父	八田五郎左衛門 (35年間)	宝永3年	1706	太田和泉守組入
			寛保元年	1741	松浦河内守(東町奉行)組の時、病死
6	父	八田五郎左衛門 (43年間)	元文2年	1737	与力見習(稲垣淡路守組)
			寛保元年	1741	松浦河内守組入
			安永9年	1780	病死
7	実子	八田五郎左衛門 (61年間)	明和2年	1765	不時見習(15才)
			明和3年	1766	見習「与力並相勤」
			安永9年	1780	父の跡、番入
			文政9年	1826	☆76才で現役

備考：曾根ひろみ「『与力・同心』論」より転載。

表2 六代目八田五郎左衛門の履歴（『東組与力覚書』）

年 月			内 容	
			本 役	加 役
元文2年	1737	2月	見習御番入	
寛保元年	1741	11月	父、退番につき組入	
延享4年	1747	11月	目安役	
寛延3年	1750	6月	目安役	証文方
寛延4年	1751	5月	欠所役	証文方
		11月	火事場改役	証文方
宝暦3年	1753		石役	証文方・流人方
		(半年、盗賊吟味役)		
宝暦8年	1758	11月	普請役	証文方
宝暦11年	1761	10月	普請役上席・石役	盗賊吟味役
		6月	金役	盗賊吟味役
明和2年	1765	11月	宗旨役	盗賊吟味役
		7月	同心支配役	盗賊吟味役
明和4年	1767	7月	同心支配役	盗賊吟味役
安永4年	1775	3月	同心支配役	勘定方
安永9年	1780		退 番	

備考：曾根ひろみ「『与力・同心』論」より転載。

八) や、寛政七年(一七九五)十月の「目附役勤書」(前掲書 目録番号三六)がある。また、新任の町奉行が初めて大坂入りするにあたってのさまざまな事柄を書き留めた、安永八年(一七七九)三月「室賀山城守殿御初人之節御勝手向日記留之内書抜」(前掲書 目録番号八)、「御頭御初入一件覚書入日記」(前掲書 目録番号三三)なども所蔵されており、これらの史料は与力の職務のみならず、町奉行と与力との関係を知るための貴重な史料であるといえる。

同心支配方与力と同心の一年

それでは、史料から月を追って同心支配方与力と同心の一年を見てみよう。毎月おこなわれる職務を列記してみると、四日に月番組頭同心宅で御用留を認めており、その際には半紙二帖と漉き返し半切紙二本が渡されている。同じく四日には検使などの御用のため、他所へ出かけた同心の旅籠代や荷馬代などを調べて月番組頭同心が提出して行くので、同心支配方与力はそれに連印して、月番の与力へ提出している。十五日には翌月、兵庫・西宮の勤番所に詰める同心の名前を、二十八日には翌月の月番組頭同心の名前をそれぞれ書き上げるという作業がおこなわれ、それを同心支配方与力が町奉行の家老へ提出している。また、日は定まっていないものの、兵庫・西宮勤番の地付同心への扶持米・切米を勤番の与力が受け取った旨の証文が返送されてくるので、町奉行の裏判をもらった上で代官の手代へと渡している。

このように毎月同じような事務仕事ばかりを繰り返していたように

見える彼らであるが、当然のことながら、決してそれだけではなかった。とくに同心たちの仕事として目を引くのが、各種祭祀にともなつて警固番や捕物番として寺社に派遣される場合である。二月の初午には、町奉行所内にある稲荷社が庶民に解放されたことから、その警固に出ている。六月の項目には二十一日の難波神社の祭祀に始まり、月末の生玉・住吉の祭りまで、大坂の夏祭りの記事が並ぶ。なかでも大坂の夏の風物詩である天神祭には、警固に与力五名・同心一〇名、捕物番として与力二名・同心一〇名が派遣され、祭りの熱気に沸く、大坂の治安を彼らが守っていたことがわかる（派遣された与力・同心の数は東町奉行所からの人数で、西町奉行所からも同人数が派遣された）。

また、彼らもほかの武士たちと同様にさまざまな儀礼の中に生きていた。たとえば、元旦の挨拶は午前〇時をもつてなされることから、それまでに町奉行所に詰めていなくてはならなかった。正月十一日には「御用始式」があり、同心支配方与力や当番与力に加え、同心たちも麻袴で控えており、出勤した同心には町奉行から酒が下された。

このほかにも三月三日の上巳の節句、五月五日の端午の節句、七月七日の七夕、八月一日の八朔、九月九日の重陽といった各式日には町奉行にお目見えするきまりとなっていた。お目見えするにあたっては、その手順が詳細に決められていた。お目見えの制限は前日に知らされるので、同心支配方与力は月番組頭同心へ手紙で知らせた。当日決められた制限には、まず町奉行所にある司之間で与力から町奉行

への挨拶がおこなわれ、それが済んだのち、町奉行が公事場之間へ出座、家老・用人は同間敷居南側に、同心支配方与力は同間敷居北側に詰め、同心一同は公事場次之間にあつて、同心支配方与力が同心をそれぞれ紹介するというものであった。こうして見ると、「お目見え」はかなり堅苦しい儀式のように思えるが、こうしたセレモニーをおこなうことこそが、「御頭」である町奉行と大坂地付きの武士である与力・同心との契約関係を確かめるためには必要な行為であつたと言えるだろう。⁽¹⁰⁾

今回の史料紹介で、これまで明らかでなかつた同心の一年を知ることが出来たことの意義は大きい。現在は同心の抱入や役替の際にはどのような手続きが必要か、また彼らが病気になつた場合にはどのような手続きをおこなうのかなどを記した「同心支配取捌方明細書」を読み進めており、これらの史料を地道に読み進めることで、与力にまじて実態のわかりにくい同心の実態を明らかにしていきたいと思う。

付記

本史料は大阪商業大学商業史博物館が主催した、二〇一二年度の第一七回ミュージアムセミナー「近世古文書を語り読む」と題した講座で使用したテキストである。講座開催にあたっては、商業史博物館の池田治司・岡村良子の両氏に翻刻をお手伝いいただき、今回の史料紹介にあたっては同講座の講師を務めた常松が翻刻を再度点検のうえ、「はじめに」と「解説」を付した。

また、以下にお名前を挙げるセミナー参加者からは、講座のなかで貴重なご意見・ご質問をいただいた。みなさんのご協力に末筆ながら御礼申し上げます。

「セミナー参加者・五十音順・敬称略」

有本悦章、池田 健、泉 淳子、一圓徳夫、稲村基雄、井上和弘、井上 宏、今中 寛、岩崎祐二、榎 信久、大西加代、大西周一、大東道雄、奥村喜一、金澤滋子、北川敬子、北村静子、桐山光弘、栗原修二、後藤三左子、阪井 明、清 俊也、瀧口利夫、田里孝子、田中絹子、玉置豊子、塚本五百子、寺田 滋、飛田太一郎、中井由栄、中川加奈恵、中野恵子、中村英一、中村十三子、中村 甫、長柄正明、野間 弘、橋本 隆、東野利明、樋口保美、福井佳代子、福島孝夫、藤原 勝、藤吉悦子、古林 誠、堀川静代、前田妙子、松本 治、室野由美子、安田憲司、藪田武子、山岸敏子、山元修司、吉内イサ子、吉田 進、渡辺正一

注

- (1) 大阪市史編纂所・大阪市史料調査会編、二〇一二年
 (2) たとえば、大阪市史編纂所編『大阪市史料第二十三輯 大坂東町奉行所与力公務日記』（大阪市史料調査会、一九八八年）や、同編『大阪市史料四十三輯 大坂町奉行所与力・同心勤方記録』（同、一九九五年）などがある。
 (3) 『近世大坂地域の史的研究』（清文堂出版、二〇〇五年）、中公新書

『武士の町大坂 「天下の台所」の侍たち』（中央公論新社、二〇一〇年）、『清文堂史料叢書 大坂西町奉行新見正路日記』（清文堂出版、二〇一〇年）

(4) 『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）

(5) 「日本近世の地域支配」大坂町奉行による摂津・河内支配を手がかりに」（秋田茂・桃木至朗編『歴史学のフロンティア』大阪大学出版会、二〇〇八年）

(6) 『大坂町奉行と支配所・支配国』（東方出版、二〇〇五年）、『大坂町奉行所異聞』（東方出版、二〇〇六年）

(7) 『与力・同心』論—十八世紀後半の大坂町奉行所を中心に—（神戸大学教養部紀要『論集』四〇号）、『八田家文書』について」（『大塩研究』二六号）

(8) 曾根ひろみ『与力・同心』論—十八世紀後半の大坂町奉行所を中心に—（神戸大学教養部紀要『論集』四〇号）

(9) 大阪市史編纂所編『大阪市史料第三十三輯 大坂町奉行吟味伺書』（大阪市史料調査会、一九九一年）表1には、八田家歴代当主が記した文書の一覧が挙がっている。ただし、今回紹介する「同心支配方年中行事」やそれと対になる「同心支配取捌方明細書」などは挙げられていないので、これらの史料を公にする意義は大きいだろう。

(10) 大坂へ赴任した新任奉行と与力・同心との間での契約関係を明文化した誓詞については、渡邊忠司『大坂町奉行所異聞』（東方出版、二〇〇六年）一三五～一三七頁に詳しい。

